

国民年金保険料の 納め忘れはありませんか



● 納付の時効は2年間

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが納付する保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故などにより障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納付期限までに支払っていないと、このような年金給付を受け取れないことがあります。

また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来受給する老齢基礎年金の金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合があります。

〈問合先〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

● 保険料の納めかた

国民年金保険料を「納付書」で納めるかたは、社会保険庁から送付されますので、金融機関・郵便局、またはお近くのコンビニエンスストア、社会保険事務所でお支払いください。

「口座振替」での納付をご希望のかたは、社会保険事務所、各金融機関の窓口へ申し込み用紙に必要事項を記入して、金融機関届出印を押印のうえお申込みください。（申し込み用紙は社会保険事務所、役場、各金融機関の窓口にあります。）



お出かけ前のチェックポイント

羽島郡広域連合
☎388-1195

ゴールデンウィークを迎え、家族みんなでお出かけをする機会が増え、楽しい時間が多くなりますね。

しかし、お出かけ中に「ガスの元栓はしっかり閉めたかな」「家の戸締りはきちんとしたかな」など、不安に思ってしまうことがあると、せっかくの家族でのお出かけの楽しさが減ってしまいます。

また、留守宅から火災が発生すると、火災の発見が遅れがちになり、大きな火災になってしまいます。大きな火災になってしまえば、隣の家に火が燃え移ってしまう危険性も高くなってしまうのです。このようなことは絶対に防がなくてはなりません。

そのために、お出かけ前は次のことをチェックしていきましょう。

① ガス器具は元栓をしっかりと閉めましたか？

- ② 電気器具のコンセントはしっかりと抜きましたか？
- ③ タバコの後始末はしっかりとありますか？
- ④ 家の周りに燃えやすいものを置いていませんか？
- ⑤ 家の戸締りはしっかりとしましたか？

家族みんなでのお出かけを楽しく過ごすためにも、お出かけ前に一度しっかりとチェックしましょう。そして自分の家から火災を起こさないようにしましょう。

